

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人大徳会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年10月10日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>(1) 法人単位事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額(△3,859,849円)と国庫補助金等特別積立金明細書のサービス活動費用の控除項目として計上する取崩額(3,990,255円)が一致していなかった。</p> <p>(2) 玉真園拠点区分の積立金・積立資産明細書について、退職給付引当資産が記載されていなかった。</p> <p>ついては、附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致しなければならないことから、計算書類の附属明細書の作成にあたっては、計算書類との整合性を図るとともに、必要事項を漏れなく記載すること。</p> <p>また、(1)については、不一致の原因を明らかにして報告するとともに、計算書類に誤りがあることにより過年度修正の必要があれば修正すること。</p> <p style="text-align: center;">(会計省令第2条、第30条) (運用上の取扱い25別紙3 (7) (12))</p>	<p>ご指摘のあった点、(1)について、確認をしたところ、計算書類の金額に誤りがあったことが判明した。原因として、起票した伝票が会計ソフト上で何らかの理由により消失していたことが挙げられ、決算伝票番号5(1枚:130,406円)の金額が相違している。消失の原因として、伝票の削除、伝票の上書き、会計ソフトの不具合、またはその他のことが考えられ、会計ソフトの管理会社と操作履歴(ログ管理)を確認するなどの調査を行ったが、伝票削除の記録は確認できなかった。仮説として、①伝票の上書き ②ソフトウェアの不具合 ③その他の要因が原因と考えられるが、現時点では原因を特定することができなかった。調査の範囲としてもこれ以上の確認は難しいとの報告を受けている。</p> <p>対応としては、該当の伝票を復元し、計算書類を訂正したうえで、次年度(令和6年度)への金額繰越等の処理を実施する。その後、理事会及び評議員会にて令和5年度決算の修正について報告・承認を受ける予定としている。</p> <p>また、今回の事案を受けて、計算書類及び附属明細書等の関連書類の最終チェック体制を強化することにした。具体的には、完</p>

		<p>成した計算書類を担当者及び会計責任者の複数でチェックを行い、金額等内容の整合性を確認する。</p> <p>(2)については、玉真園拠点区分の積立金・積立資産明細書に退職給付引当資産を記載する認識が担当者及び会計責任者になかった。よって、このことについて担当者及び会計責任者で情報を共有し、記載の重要性を再確認する。決算書類作成時には担当者と会計責任者の複数人でチェックを行い、今後は漏れないよう記載をする。</p>
2	<p>現金の管理について、会計責任者が毎日の金銭残高の確認を行っていなかった。</p> <p>については、出納職員は、毎日の現金出納終了後の現金出納帳及び小口現金出納帳による金銭残高の照合結果について、もれなく会計責任者へ報告すること。また、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認すること。</p> <p>なお、会計責任者は、帳簿に押印するなどの方法で照合の事実の客観的記録を残すことが望ましい。</p> <p>本件については、前々回も同様の口頭指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第30条第1項)</p>	<p>当法人における現金の取扱い頻度が少なく、毎日の受払いがないため、残高確認の方法見直しを検討し、現行の経理規程を下記のとおり一部改正する。</p> <p>現行規程(改正前):「現金について、<u>毎日</u>の現金出納終了後・・・」</p> <p>改正後:「現金について、<u>現金の受払いがあった日</u>の現金出納終了後・・・」</p> <p>今後、現金の受払いがあった日に出納職員が現金出納帳及び小口現金出納帳に基づいて金銭残高を確認し、その結果を会計責任者に報告する。会計責任者はその報告内容を確認し、帳簿に押印することで確認した事実を記録に残すこととする。</p>